

令和6年第9回農業委員会議事録

令和6年9月25日

長瀬町農業委員会

令和6年第9回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和6年9月25日
開催年月日 令和6年9月25日
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 常木 真人
閉会時刻宣告者 13時57分 事務局長 常木 真人
会長 鈴木 誠 会長職務代理 齊藤喜久夫

○出席委員

農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	常木 三郎	10	松本 高正
2	林 春政	11	野原 重信
3	武井 哲夫	12	島田 暁
4	朽原 仁	13	宮澤 史明
5	野原 隆男		農地利用最適化推進委員
6	鈴木 智子	第1区域	堀口 栄一
7	井上ゆかり	第2区域	坂上 健司
8	山口 俊司	第3区域	須賀 勤
9	齊藤喜久夫	第4区域	野口 稔

○欠席委員 なし

議事参与者 事務局長 常木 真人 主任 小川 竜太
主任 野原 靖子

会議件名

- (1) 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請1件について
- (2) 議案第2号 農地利用状況調査（農地パトロール）について
- (3) その他
 - ・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 皆さん、こんにちは。

ちょっと定時より早いんですけれども、皆さんおそろいのようなので、始めさせていただきたいと思います。

本日は、お忙しい中ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまより令和6年第9回農業委員会総会を開会いたします。

(午後1時30分)

◎会長挨拶

○事務局長 それでは、初めに、宮澤会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。

やっと涼しくなったという感じでございます。ただ、寝冷え等しないように、体調に気をつけていただきたいなというふうに思います。

先日の羽生市の研修会にご出席いただきまして、ありがとうございました。話の中にあつた地域計画ですけれども、山間地の立地条件からすれば、なかなかそぐわない、ちょっと担い手が少ない中、土地集積も難しいですということですので、今、野原さんのほうで、井戸地区に絞り込んで話を進めています。後ほど野原さんから、ざっくり説明していただきたいなというふうに思っています。

それから、議題にも上がっていますが、農地パトロールの時期になりましたので、よろしくをお願いいたします。昨年と考え方は同じです。

ちょっと心配なのが、運転手の方、きよろきよろして、安全運転がおろそかになりがちだと思えますので、運転手の方は運転に集中していただいて、事故のないようによろしくをお願いいたします。

本日はよろしくをお願いいたします。

○事務局長 ありがとうございました。

それでは、早速議題に入らせていただきます。

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。よろしくお願

いします。

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきますので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

ただいまの出席農業委員は13名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

◎議事録署名人の指名

○議長 初めに、議事録署名人の指名を行います。

5番、野原隆男委員、6番、鈴木智子委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に5番、野原隆男委員、6番、鈴木智子委員を指名いたします。

◎議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請1件について

○議長 議題に入ります。

議案第1号 農地法第5条、番号1、———氏所有の農地を、———
———氏が駐車場へ一時転用するための許可申請について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号 農地法第5条についてご説明いたします。

譲受人住所・氏名、———
———さん、譲渡人住所・氏名、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字長瀬字———、地目は畑、面積は2,235
平米の1筆です。

転用の目的は駐車場で、一時転用となります。

権利の内容は、賃借権の設定となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、長瀬上区内、長瀬幼稚園の北側にある場所です。

次に、申請の事由ですが、紅葉シーズンになると、月の石もみじ公園周辺は大変混雑いた

します。例年行っているライトアップ時は大変混雑します。渋滞対策として土地をお借りし、深刻な渋滞発生時には臨時駐車場を設けるため、申請するものですということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図をご覧ください。

土地造成、2,235平米です。

次に、資金計画ですが、—————となります。

次に、農地の状況ですが、区域の別はその他の区域となります。

次に、農地の区分は、農振農用地区域内にある農地のため、農用地区域内農地と判断されます。

次に、そのほかは、県立長瀬玉淀自然公園の第2種特別地域内にあり、町道長瀬88号線に接している農地です。

なお、農用地区域内農地では、転用は原則不許可となりますが、例外として一時転用は認められております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

12番、島田暁委員の説明をお願いします。

○12番島田 暁委員 9月19日に、事務局の小川さんと推進委員の堀口さんと、現地確認に行きました。

場所は、月の石もみじ公園の西側130メートルぐらいのところになります。

現地は、背の高い雑草はきれいに刈ってあります。また、除草管理もよくされており、雨でぬかるみになっても、残った雑草で程よく回避できる状況です。

紅葉狩り開催時の一時的な転用ということなので、やむなしと思います。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 島田暁委員の説明が終わりました。

続きまして、担当区域推進委員、堀口栄一委員の説明をお願いします。

○堀口栄一委員 堀口です。

先日9月19日に、農業委員の島田さん、事務局の小川さんと現地確認を行いました。

この場所は、例年、駐車場として使用されている畑で、今年は、いつもより草の伸びが非常に高かったと。伸びがよかったにもかかわらず、猛暑の中、大変きれいに草刈りがされておりまして、問題はないんじゃないかと思います。

以上です。

○議長 堀口栄一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

齊藤委員。

○9番齊藤喜久夫委員 紅葉シーズンということだけれども、期日というのはいつまでなんですか。

○事務局 失礼しました。期日のほうが、紅葉シーズンのほうが終わるのが、11月の下旬になるので、11月30日までと聞いております。

○議長 これ、申請の中には期日は入るんだろう。

○事務局 入っています。11月30日です。

○9番齊藤喜久夫委員 もう使っているわけですか。

○事務局 まだ使っていないです。けれども、すごくきれいに管理はされています。これからライン引いたりとかの、許可後にいろいろ整備が入ると思います。

○2番林 春政委員 この間、うんと止まっていたね、車が。

(「あれ、幼稚園の」と呼ぶ者あり)

○事務局 もしかしたら、幼稚園が一時的に使う可能性が、立地的に。

○議長 毎年使っているから麻痺しているよね。常駐で使っていて。

(「ライトアップ自体は多分、11月8日ぐらいからだと思うんで」と呼ぶ者あり)

○事務局 11月8日から11月の下旬まで。

○議長 ほかに質疑はございますか。

(発言する者なし)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛て進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がございましたので、異議ないものと認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

◎議案第2号 農地利用状況調査（農地パトロール）について

○議長 続きまして、議案第2号 農地利用状況調査（農地パトロール）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第2号 農地パトロールについてご説明いたします。

今年も、会長から説明のあったとおり、今月からパトロールの強化期間として実施していただきます。昨年に引き続きの9月からの開始となりますが、引き続き気温が高い日が続いておりますので、無理のない範囲で調査をお願いします。

配付物の確認なんですけれども、すみません、バッグのほうを置かせていただいたんですけども、実施要領1部、それと、昨年、遊休農地として該当となった地番のある担当地区の大字ごとで配付させていただいております。その中に、行政区のほうも一番右の欄に振っておりますので、担当の行政区のところをまず見ていただきたいと思います。

それとあと、調査票が15部、あと実績報告書の記入例と実績報告書が1部ずつ、それと……そうです、黄色のファイルに入っていますね。

あとは地図、それとあと、シャープペン付ボールペンとラインマーカーのセットが入っています。あとはパンフレットが、利用状況調査のパンフレットが入っています。

今、ない方などはいらっしゃいますか。

かばんとクリップボードと地図につきましては、終了後、回収させていただきますので、よろしくをお願いします。

じゃ、説明のほうを続けさせていただきます。

こちらの今回の調査の趣旨といたしまして、農業委員会は農地の公的管理主体として、食料の生産基盤である優良農地の確保と有効活用の促進を図っていくことが求められていることから、こちらの実態把握や違反転用などの発生防止について、重点的に取り組むことを目的として、法律で義務づけられております。

実施期間は、本日から来月の農業委員会までの1か月間となります。

対象農地は、町内全ての農地となります。

次に、実施内容といたしましては、3つの事項がございます。

1点目として、遊休農地や遊休化のおそれがある農地の把握、農業委員さん、推進委員さんを中心にやっていただく。そちらのほうと、あと航空写真や、すみません、地図のほう

予算の兼ね合いで更新されていなくて、大変申し訳ないんですけども、令和2年のときの地図をそのまま使わせていただいております。そちらのほう、遊休農地として判断した場合は、活動記録カードに書いていただければと思います。

特に青いバインダーに挟んである、昨年遊休農地として該当となった地番、多い地区、少ない地区と、ちょっとばらつきがあるので、そこを見ていただくのがまず第一、それプラス、そのほかで新規の発生があったら、別紙の活動記録カードにご記入いただければと思います。

皆さん、昨年もやられているので、大きな変更点のほうはございません。今年として、変更内容といいますか、追加のほうの調査として、長瀬町のほうではほとんど該当ないとは思いますが、県の農林部のほうから1点、追加の注文といいますか、ございまして、遊休状態の農業用施設、ビニールハウスだったりガラスハウス、ほとんどないとは思いますが、再生利用可能なものがございましたら、新規の活動記録カードの一番下のメモ欄にでも、記入例のほうに書かせていただいているんですけども、使えるビニールハウスありとか、そんな形で書いていただければと思います。昨年、皆さんやられていることとほとんど変わりはないので、その点だけ一つ、追加事項となります。

今、大ざっぱな説明なんですけれども、今時点で確認しておきたい点はございますでしょうか。

○9番齊藤喜久夫委員 1点いいですか。

去年見た農地、大分減っているような感じするんですけども、何か理由があるんですか。

○事務局 そうですね、去年見ていただいて、その中で遊休農地として該当になったものを県に報告させていただいております。去年見ていただいた中で、保全管理されているだとか、そういったものについては除かせていただいております。

その後の意向調査につきましては、A3の紙のほうに書かせていただいたんですけども、一昨年、令和4年度に意向調査のほうを行った際に、所有者に遊休農地ですよと送った際に、8月調査ということもあったんですけども、管理しているのに遊休農地って、どういうことだというクレームが結構入ったこともありまして、適度にやっている中で、たまたま伸びていたタイミングで通知が届いてしまって、快く思わなかった所有者の方もいらっしゃったので、令和5年度につきましては、遊休農地として上げていただいた農地の中でも、さらに程度の高い黄色区分、皆さんには2と書いていただいたんですけども、そちらの農地の該当農地につきまして、意向把握の通知を送らせていただきまして、その結果を、すみません、すごく小さいんですけども、一覧の中に入れて、1だとか2だとか。

希望として一番多かったのは、やはり、管理できないから農地中間管理機構に貸し出したいという意向の方が当然多かったんですけども、中間管理機構のほうも、もらい手がいないと受けてくれないという大前提のルールがあるので、所有者の方は中間管理機構に貸し出したいという意向でも、もらい手がいないと成立しないということで、結果としては、中間管理機構で希望を出した方は全員成立はしなかったです、去年。

（「見つけてこいよという話なの」と呼ぶ者あり）

○事務局 そういうことなんです。

（「セットで」と呼ぶ者あり）

○事務局 そう、なので、この調査は流れといたしまして、遊休農地を拾う、意向を聞いて、意向を聞いた上で集約していくんですけども、いかんせん長瀬町のほうが、今、もらい手のほうが圧倒的に少ないという状況なので、なかなか国の思うような結果には結びついていないということが現実としてあります。

（「中間管理機構に出しておきやいいんでしょう」と呼ぶ者あり）

○事務局 そうなただけけれども、希望はいきましたけれども、もらい手は誰かいますかと、中間管理機構のほうから長瀬町のほう、少し調整会議などは行うんですけども、そこでもやはり見つからないことがほとんどで、結果的に、意向は中間管理機構に貸し出したいという意向をもらいましたけれども、もらい手がいないので駄目でしたという通知を、令和5年度の方に関しても、中間管理機構を管轄している農林公社のほうから所有者にいつています。なので、少し繰り返しのようになってしまうんですけども。

○9番齊藤喜久夫委員 分かりました。

それと、もう一点、このパンフレットで、去年と違っているところってあるんですか。

○事務局 ないです。

ごめんなさい、こちらのパンフレットにつきましては、少し資料が眠っておりましたので、活用させていただこうと配りました。昨年と変わりはないです。

あとまた、すみません、タブレットにつきましては、一応、今現状、国の意向とすると、導入した経緯というのが、農地パトロールで使ってほしいということで、今2台、事務局にございます。一応事務局のほうでも、外に出る際には利用はしているんですけども、操作を覚えることができれば非常に、自分が今この場所にいるということも把握できますし、便利などころはあるんですけども、やはり通信関係のほうが、調査中に通信が乱れて、サーバーがつながらなくなりましたということが多々起きますので、全然強制ではないんですけれ

ども、もしご興味ある方は、おっしゃっていただければ、お貸しすることもできますので、おっしゃってください。

(「何か秩父の人に聞いたら、全然使えないようだ」「畑の場所が分かればいいんだけども、持っていったらつながらないから」と呼ぶ者あり)

○事務局 秩父の担当者とも話したんですけれども、秩父市のほうも、恐らく今年度から、全部使うという方向で今やっているんですけれども、どうしてもやっぱりできない。操作も簡単と言いつつも、やっぱり細かい操作が何だかんだ多いんですよ。それもあり、プラス、常木さんもおっしゃったんですけれども、通信がどうしても、常木さん、昨年1回お持ちいただいたんですけれども……

○1番常木三郎委員 出た瞬間につながりません。

○事務局 そう。

(「そういう話聞いているから嫌なんだよ」と呼ぶ者あり)

○事務局 農業新聞とかご覧になられている方は、すごく、こういうふうにご利用していると、いい事例というのは出ているんですけれども、実際は今、Wi-Fi環境があるんで、すごく今、農地地図をスムーズに見られるんですけれども、その環境を離れると、途端に電波が苦しくなって、落ちてしまうということが多いので、一応紹介はさせていただくんですけれども、もし希望者がいれば、おっしゃっていただければ。

(「つながるんだったらいいですけれども」と呼ぶ者あり)

○事務局 説明はざっと以上なんですけれども……

○1番常木三郎委員 たとところで、地番が分からないんだもん、どこの畑だと。住宅の地番だったら検索できるんだけれども、検索できないから、どこにいるかが分からない。

○議長 タブレットは、考え方はとてもいいんですけれども、運用面というか使用面でちょっと難があるので、長瀬はちょっと無理だと思います。

事務局の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

○須賀 勤委員 昨年度報告した遊休農地一覧、今までずっと住所の順になっていたと思うんですけれども、今年度、随分飛んで、何か飛んでいるような、番号が一巡で流れていないような。

○事務局 何の番号がですか。

○須賀 勤委員 地番が、要するに、耕地でずっと縦につながっていたんだけど、今回……

○事務局 ソートができていないですかね。

○須賀 勤委員 できていないんじゃない……

○事務局 何でだろうな。

(「その人によるかもしれない」と呼ぶ者あり)

○事務局 そうですね、地区ごとで……

○須賀 勤委員 キタクボという があると、キタクボが上のほうにあって、下のほうにと、いろいろ見るのが……

○9番齊藤喜久夫委員 オオタケだったらオオタケと並んでいたやつが、ばらばらになっちゃっているの。だから、ソートできていないんじゃない。

○事務局 ごめんなさい、多分、ソートのかけ方が、うまくできていなかったのかもしれないです。

○1番常木三郎委員 これは、上げた順番もあるから、上がった順番でやっているのと、地図とは……

○事務局 そうですね、管理番号と、ちょっとソートをうまくできなかったかもしれないです。申し訳ございません。

(「去年もそうだったよね」と呼ぶ者あり)

○事務局 そうでしたか。ごめんなさい、上がった順でやっているんで。

○1番常木三郎委員 番号で写して行って、やっていくしかないと。

(「地図に一回一回書いて、印つけないと」と呼ぶ者あり)

○議長 ちょっと不便かと思いますが、ご容赦願いたい。

○事務局 申し訳ございません。

○議長 今まで慣れているから、続いているところで出来ていたと思うんですけども、よく調査票を見ていただいて、漏れのないように……飛ばしちゃうケースがあるから。

事前に1回調査票を確認してから、現地に出ていただきたいなど。

ほかに質疑はございますか。

(「いつまででしたっけ、今月」と呼ぶ者あり)

○事務局 一応1か月、次の25日までです。

○議長 予定については各班で相談してください。

報告書に、何日以上とあるんだっけ。

○事務局 そうですね、一応4日間をめで。報告書には4日……

(「今まで4だったっけ、3じゃなかった」と呼ぶ者あり)

○事務局 4ですね。例年4でやっています。

○議長 無理やりでも4に……

○事務局 2日で回ったとしても、4に分けて書いてください。それでカウントさせていただきたいんで。

○議長 ちょっと事務処理の都合上、4日で手当を出したい。

(発言する者あり)

○6番鈴木智子委員 質問じゃないんですけども、実施要綱のためのパトロールの人の電話番号とか入っているじゃないですか。うちの電話番号、違っています。

○7番井上ゆかり委員 マコトさんち。

○事務局 ごめんなさい、すみません。

じゃ、ゆかりさんとながれば。すみません。ごめんなさい、自宅が違いますか。

○7番井上ゆかり委員 そうです。私も自宅は違いますけれども、大丈夫です。携帯で……

○事務局 自宅違いますか。失礼しました。

○議長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

○議長 それでは、質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

事務局案のとおり調査を実施したいと思いますが、ご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。よって、事務局案のとおり調査を実施いたします。調査員としてご協力をお願いいたします。

以上で議案の審議は終了いたしました。

◎その他

○議長 次に、その他でございますが、初めに、10月の委員会日程でございます。

10月の委員会は、25日金曜日、午後1時30分からとしたいと思いますが、よろしいでしょ

うか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 では、10月25日金曜日、午後1時30分からいたします。

事務局から、ほかに何かございますでしょうか。

○事務局 先月の農転の許可状況なんですけれども、先月1件、高砂保育園のすぐ近くで、空き家の所有者が貸家として使うために、敷地拡張という案件があったかと思うんですけれども、そちらについて、空き家自体の所有権が移転されていることが県の審査過程で判明しまして、そちらについては手続上、また審査し直すというよりも、申請書上、4条じゃなく5条で書き換えてもらえれば、それで出し直してほしいという提案がありましたので、県のほうから。そのように対応したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

またあと、もう一個、取下げの案件なんですけれども、昨年11月の案件なんですけれども、井戸のキャンプ場って、覚えていらっしゃる方いらっしゃいますか。そちらにつきましては、ちょっと審査過程で、農地法というよりも、ほかの、県土整備事務所の管轄になってしまうんですけれども、そちらのほうで、どうしても調整がうまくいかず、農転申請について、1年弱かかってしまっているの、一応取下げということで、今、取下げ書のほうを申請者の方から受け取りましたので、一度取下げとなりました。県土の関係の調整が済み次第、また出し直すということで、そういう状況となっております。

あと、今回覧で回させていただいたんです……ごめんなさい、1回ここで締めちゃって。

すみません、以上です。

○議長 それでは、以上で本日予定した議題は終了いたしました。

これで議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

◎閉 会

○事務局長 それでは、これをもちまして、令和6年第9回農業委員会総会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午後1時57分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和6年9月25日

議 長 宮 澤 史 明

署名委員 野 原 隆 男

署名委員 鈴 木 智 子